

そらいろ通信 5月

社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



ゴールデンウィークはいかがお過ごしでしたでしょうか？ 10 連休取られた方も多かったようです。

最近はお休みの朝、夙川沿いを走るのですが、川のせせらぎを聞きながら新緑の中を走っていくのがとても気持ち良いです。皆さまもお気に入りの場所を見つけてくださいね。



気になる相場
～死亡弔慰金 業務上死亡の場合～

(万円)

	一律定額支給	勤続年数に応じて支給する企業				
		満1年	満5年	満10年	満20年	満30年
最高額	350	950	1,000	1,000	5,000	5,000
最低額	2	1	1	2	3	3
最多回答額	100	10	10	20	30	30

日本実業出版社調べ（調査期間 平成 26 年 6 月）

★これで完璧！ 5月の事務★



☆個人住民税特別徴収の準備☆

平成 27 年の所得に対する住民税が決定され、各市区町村から会社あてに、税額の通知書が届きます。それに基づき、6 月の給与から天引きを開始します。給与計算ソフトを使っている場合には、金額の登録や更新を行きましょう。また、通知書が届いていない人はいないか、早めにチェックしておきましょう。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（5月10日まで）☆

4 月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（5月31日まで）☆

4 月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆3月決算法人の確定申告と納税（5月中の決算応当日まで）☆

3月決算法人の確定申告と納税、9月決算法人の中間（予定）申告と納税。



～実質賃金 2 ヶ月連続のプラス（毎月勤労統計）～

厚生労働省は 5 月 9 日、毎月勤労統計の 3 月結果速報を発表しました。

調査結果のポイント（前年同月比）

- ・現金給与総額は 1.4%増
一般労働者は 1.5%増
パートタイム労働者は 1.5%増
- ・所定外労働時間は 1.8%減
- ・常用雇用は 2.2%増

焦りは禁物！ 不利益変更は正しい手順で

経営環境の変化などにより労働条件の変更を余儀なくされることがあります。労働者にとって有利な変更なら問題ないのですが、不利に変更するとき（不利益変更といいます）は注意が必要です。

労働条件の不利益変更は、原則として使用者が一方的に行うことはできません。不利益変更には、賃下げ、退職金の減額、諸手当の廃止などがありますが、こういったもの以外でも、不利益変更と気づきにくいケースもあります。例えば、以下のようなケースはどうでしょう？

- ・勤務日を減らす代わりに、所定労働時間を増やす。
- ・評価制度、賃金制度を変更する。→給与が増える人もいれば減る人もいる。
- ・手当の内容を変更する。→給与が増える人もいれば減る人もいる。
- ・65歳まで継続雇用する代わりに、55歳以上の賃金をカットする。
- ・合併により合併後の会社の賃金制度を適用する。

その変更によって有利になる人もいれば、不利になる人もいるケース、〇〇を減らす代わりに△△を増やすといったケースなど。これらもすべて不利益変更となります。

労働契約は「契約」です。契約の内容を変更するには、相手方の同意が必要というのが大原則です。労働契約法では、労働条件を変更するときは原則として同意が必要だと定めています。不利益変更を行う際、会社側はできるだけ早く同意を得たいと焦りがちですが、場合によっては同意と認められないケースもあるので注意が必要です。例えば、説明会を開いて反対意見が出なかった、というだけでは同意を得たとは認められないでしょう。やはり個別の同意を取る必要があります。

同意を取る際にも、説明や説得の過程に問題があれば、同意の効力が否定される可能性があります。例えば、説明会終了後その場ですぐにサインするように求められ、十分な検討の期間を与えられなかった、などの場合は無効となることもあります。

つまり、簡単に済ませようとせず、誠実に説明し、十分に納得してもらうことが大切です。説明する内容も、会社にとっての必要性だけでなく、労働者にとってどの程度の不利益になる可能性があるかといった点などを具体的に説明することが大切です。また、同意書を取るだけでなく、就業規則の変更も忘れずに行いましょう。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

